

# 熊本市公報 (臨時)

## 第 1424 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 臨時発行

### 目 次

### 公 告

○熊本都市計画地区計画の原案の縦覧(公告第 41 号).....	2
○都市計画の変更に伴う案の縦覧(公告第 111 号).....	2
○都市計画の決定に伴う案の縦覧(公告第 142 号).....	2
○都市計画の案の縦覧(公告第 166 号).....	3

**公 告**

公 告 第 4 4 号

平成 2 8 年 1 月 1 9 日

熊本都市計画地区計画の案を作成したいので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項の規定に基づく熊本市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 6 1 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに縦覧に供された都市計画の原案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画地区計画 佐土原 3 丁目（その 3）地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市東区佐土原 3 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
都市建設局 都市政策部 都市政策課  
東区役所 区民部 総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成 2 9 年 1 月 1 9 日から平成 2 9 年 2 月 2 日まで

公 告 第 1 1 1 号

平成 2 8 年 2 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画用途地域の変更  
熊本都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の変更
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市西区春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、春日六丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課  
熊本市 西区役所 区民部 総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成 2 9 年 2 月 9 日（木）から平成 2 9 年 2 月 2 3 日（木）まで

公 告 第 1 4 2 号

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画地区計画の決定 佐土原3丁目(その3)地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市東区佐土原3丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課  
東区役所総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成29年2月17日から平成29年3月3日まで

公 告 第 1 6 6 号

平成28年2月23日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画道路の変更 3・3・13 水前寺秋津線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市東区桜木4丁目、沼山津4丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策部都市政策課  
熊本市東区役所区民部総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成29年2月23日から平成29年3月9日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)